別表第二中「第九条関係」を「第二十三条関係」に改め、建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

二酸化炭素	建設機械の稼働	一　調査すべき情報 事業場等建設工事の施工段階におけるエネルギー消費効率	一　予測の基本的な手法 出生工事現場等建設工事の施工段階における建設機械、車両及び船舶の稼働に関する二酸化炭素の排出量の算定方法 二　予測地域 必要な地域 三　予測対象時期等 地域に係る建設工事の施工段階における建設機械、車両及び船舶の稼働が最も大きくなる時期及び工事区域が最も広がる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	工場等の稼働		

別記様式中「第一条関係」を「第十五条関係」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条第三項及び第四項の規定を実施するため、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

電気関係報告規則の一部を改正する省令

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二の第二表を次のように改める。

第２表　発受電月報（原動力別・燃料種別発電実績）

年　　月分　　事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

	原動力の種類	発電所数	最大出力（kW）	電力量（10^3kWh）	負荷率（%）	利用率（%）
水力	自流式			〈 〉		
	自流式可能発電電力量					
	貯水池式			〈 〉		
	揚水式			〈 〉		
	計			〈 〉		
火力	汽力			〈 〉		
	ガスタービン			〈 〉		
	内燃力			〈 〉		
	計			〈 〉		
原子力				〈 〉		
新エネルギー等	風力			〈 〉		
	太陽光			〈 〉		
	地熱			〈 〉		
	バイオマス					
	廃棄物					
	計			〈 〉		
その他				〈 〉		
合計				〈 〉		
火力（再掲）	燃料の種類	発電所数	最大出力（kW）	電力量（10^3kWh）	負荷率（%）	利用率（%）
	石炭			〈 〉		
	LNG			〈 〉		
	石油			〈 〉		
	LPG			〈 〉		
	その他ガス			〈 〉		
	歴青質混合物			〈 〉		
	計			〈 〉		

備考１　第１表の自社発電の欄に記載した発電所について記載すること。

２　＜　＞内には試運転分の電力量を再掲すること。

３　バイオマス及び廃棄物の発電所数及び最大出力の欄には、専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合には、火力の欄に記載する発電所数及び最大出力のうち、バイオマス及び廃棄物に係る発電所数及び最大出力をそれぞれ〔　〕を付して再掲すること。

４　バイオマス及び廃棄物の電力量の欄には、火力の電力量の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る電力量をそれぞれ〔　〕を付して再掲すること。

５　発電所数及び最大出力における新エネルギー等の計の欄には、風力、太陽光及び地熱の発電所数及び最大出力の合計を記載し、火力の欄に記載する発電所数及び最大出力のうち、バイオマス及び廃棄物に係る発電所数及び最大出力の合計を〔　〕を付して再掲すること。

６　電力量における新エネルギー等の計の欄には、風力、太陽光及び地熱の電力量の合計を記載し、火力の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る電力量の合計を〔　〕を付して再掲すること。

７　火力（再掲）の発電所数、最大出力及び電力量の欄には、火力発電所で２種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを計上すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。